別紙様式４

表　面

第　　号

検　　査　　証　　票

職名（又は官職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日＿＿＿＿年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第４項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

裏　面

写　　真

１．本証は、検査の際に必ず携帯すること。

２．本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

３．本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。

４．検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）　規格は、縦5.4㎝×横8.6㎝とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「印」を削る。

別紙様式第二号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意1．(1)中「第25条第３項第１号」を「第25条第２項第５号」に改める。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「㊞」を削る。

別紙様式第六号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意1．(1)中「第25条第３項第１号」を「第25条第２項第５号」に改める。

別紙様式第七号及び別紙様式第八号中「㊞」を削る。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「書類」の下に「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。）」を加える。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「公開買付者(1)」を「公開買付者」に改め、同様式１中「(2)」を「(1)」に改め、同様式２中「(3)」を「(2)」に改め、同様式３中「(4)」を「(3)」に改め、同様式４中「(5)」を「(4)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを１ずつ繰り上げる。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号から別紙様式第一号の八まで中「㊞」及び「（自　　署）」を削る。

別紙様式第二号の三及び別紙様式第三号の三中「㊞」を削る。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年総理府大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第六号中「㊞」を削る。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条、第二十三条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第十項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第百五条及び第百十二条第六項中「受理印を押して」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「以下」の下に「この章から第四章までにおいて」を加える。

第百四条第二項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第百九条中「受理印を押して」を削る。

第二百三十七条第一項第八号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「補てんする」を「補塡する」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。